

農地耕作条件改善事業	事業主体	農地中間管理機構 県 市町村 土地改良区等	農山漁村なりわい課 中山間振興班
			所管課班 農村整備課 ほ場整備班

## 趣 旨

農地中間管理事業の重点実施区域等において、きめ細やかな耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積の推進、高収益作物への転換及び営農定着に必要な取組をハードとソフトの両面から支援する。

## 事業の内容

《地域内農地集積型》 最大5年（ハード事業は最大3年）

### 1 定額助成

- (1) 田の区画拡大 [ハード]
  - (2) 畑の区画拡大 [ハード]
  - (3) 暗渠排水 [ハード]
  - (4) 湧水処理 [ハード]
  - (5) 末端畑地かんがい施設 [ハード]
  - (6) 客土 [ハード]
  - (7) 除礫 [ハード]
  - (8) 更新整備（用水路，排水路，農作業道，畦畔，排水口，特認事業） [ハード]
  - (9) 条件改善推進費（調査・調整，実施計画策定，先進的省力化技術導入 等） [ソフト]
- ※ 助成額は工種や施工方法により異なる。

### 2 定率助成

- (1) 農業用排水施設 [ハード]
- (2) 暗渠排水 [ハード]
- (3) 土層改良 [ハード]
- (4) 区画整理 [ハード]
- (5) 農作業道等 [ハード]
- (6) 農地造成 [ハード]
- (7) 農用地の保全 [ハード]
- (8) 営農環境整備支援 [ハード]
- (9) 管理省力化支援 [ソフト]
- (10) 品質向上支援 [ソフト]
- (11) 条件改善促進支援（地形図作成，農用地等集団化 等） [ソフト]
- (12) 指導 [ソフト]

《高収益作物転換型》 最大5年（ハード事業は最大3年）

基盤整備とともに、高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着に必要な取組を実施する。

### 1 定額助成

- 《地域内農地集積型》の1定額助成の（1）から（9）に加えて以下のもの。
- (10) 高収益作物転換推進費（高収益作物転換プラン作成，営農定着推進） [ソフト]
- ※ 1地区あたり上限300万円～500万円（年基準額）

### 2 定率助成

- 《地域内農地集積型》の2定率助成の（1）から（12）に加えて以下のもの。
- (13) 高収益作物導入支援（実証展示ほ場の設置・運営，高収益作物の導入及び定着推進，農業機械リース，農地の良好な生産環境の維持及び条件整備） [ソフト]

《未来型産地形成推進条件整備型》 最大5年（ハード事業は最大3年）

水田転換や既存産地の改良とともに、省力技術・作業機械等を面的に導入し、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を形成する取組を実施する。

### 1 定額助成

- (11) 新植・改植支援 [ソフト]
  - (12) 幼木管理支援 [ソフト]
  - (13) 経営継続発展支援 [ソフト]
  - (14) 園芸作物モデル産地形成支援 [ソフト]
- ※ 助成額は工種や施工方法により異なる。

### 2 定率助成

- (17) 小規模園地整備（盛り土，園内道，その他） [ハード]

(18) 機械作業体系導入支援 [ソフト] (19) 労働生産性向上技術導入支援 [ソフト]

《スマート農業導入推進型》 最大5年（ハード事業は最大3年）

国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うGNSS基地局の設置等を実施する。

1 定率助成

(14) GNSS基地局整備 [ハード]

(14) と一体的に実施する以下のもの。

2 定額助成

《地域内農地集積型》の1定額助成の(1)から(9)。

3 定率助成

《地域内農地集積型》の2定率助成の(1)から(12)。

(15) 先進的省力化技術導入支援 [ソフト]

(16) 調査・調整、実施計画策定支援 [ソフト]

《病害虫対策型》 最大5年（ハード事業は最大3年）

地域特産物等の病害虫の発生予防・まん延防止に資する土層改良、排水対策等を実施する。

1 定額助成

《地域内農地集積型》の1定額助成の(1)から(9)に加えて以下のもの。

(15) 土層改良（反転耕，混層耕，堆肥施用，明渠排水） [ハード]

2 定率助成

《地域内農地集積型》の2定率助成の(1)から(12)。

《水田貯留機能向上型》 最大5年（ハード事業は最大3年）

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備を実施する。

1 定額助成

《地域内農地集積型》の1定額助成の(1)から(9)。

2 定率助成

《地域内農地集積型》の2定率助成の(1)から(12)。

《土地利用調整型》 最大5年（ハード事業は最大3年）

多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を実施する。

1 定額助成

《地域内農地集積型》の1定額助成の(1)から(9)。

2 定率助成

《地域内農地集積型》の2定率助成の(1)から(12)に加えて以下のもの。

(20) 粗放的農地利用整備 [ハード]

---

## 採 択 基 準

- 1 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域，又は重点実施区域に指定される見込みのある区域。
- 2 農地中間管理機構との連携概要を策定していること。
- 3 1地区当たりの事業費（ハード事業）の合計が200万円以上となること。
- 4 1地区当たりの受益者数が，農業者2者以上であること。
- 5 2定率助成の(3)又は(9)により共同利用機器の導入を実施する場合には，国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし，共同利用機器導入計画を作成すること。

#### 《地域内農地集積型》

上記1から5に加えて以下のもの。

- 6 地域内農地集積促進計画，農地耕作条件改善計画を作成していること。

#### 《高収益作物転換型》

上記1から5に加えて以下のもの。

- 6 高収益作物転換促進計画，農地耕作条件改善計画を作成していること。
- 7 ハード事業の受益地内の作付面積のうち1/4以上を新たに高収益作物に転換すること。
- 8 実質化された人・農地プランが作成された地区であること。

#### 《未来型産地形成推進条件整備型》

上記1から2に加えて以下のもの。

- 3 未来型産地形成推進条件整備計画を作成していること。
- 4 実質化された人・農地プランが作成された地区であること。
- 5 下記（1）から（3）のいずれかに取り組むもの。
  - （1）新産地育成型
    - イ 新植面積が2ha以上（本事業とは別の国費が投入された基盤整備事業と一体に実施する場合は5ha以上（基盤整備事業がすでに着手済みの場合は除く。））
    - ロ 省力樹形又は整列樹形のいずれか及び機械作業体系の導入に取り組んでいること。
  - （2）既存産地改良型  
上記（1）と同様。
  - （3）園芸作物導入型
    - イ 目標年度に、水田地帯において米，麦，大豆，そば又はなたねから園芸作物に作付転換する面積が露地栽培の場合は5ha以上，施設栽培の場合は1ha以上であること。
    - ロ 目標年度までに、産地の面積規模の30%以上について協議会内実需者との契約取引を行うこと。

#### 《スマート農業導入推進型》

上記1から5に加えて以下のもの。

- 6 スマート農業導入推進計画，農地耕作条件改善計画を作成していること。
- 7 実質化された人・農地プランが作成された地区であること。

#### 《病虫害対策型》

上記1から5に加えて以下のもの。

- 6 病虫害対策計画，農地耕作条件改善計画を作成していること。
- 7 植物防疫法（昭和25年法律第151号）第31条の規定に基づく発生予察事業による病虫害に係る警報，注意報又は特殊報が発表された地域の農地であること。

#### 《水田貯留機能向上型》

上記1から5に加えて以下のもの。

- 6 水田貯留機能向上計画，農地耕作条件改善計画を作成していること。
- 7 下記のいずれかを実施する区域であること。
  - （1）流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定され生見込みの水系で実施するもの。
  - （2）治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの。
  - （3）地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置づけられたもの又は事業実施年度中に位置づけられる見込みのもの。

#### 《土地利用調整型》

上記1から5に加えて以下のもの。

- 6 土地利用調整計画，農地耕作条件改善計画を作成していること。

## 事業主体

《地域内農地集積型，高収益作物転換型，スマート農業導入推進型，病虫害対策型，水田貯留機能向上型，土地利用調整型》

農地中間管理機構，都道府県，市町村，土地改良区，農業協同組合，農業法人等  
その他農業者等が組織する団体

《未来型産地形成推進条件整備型》

生産者及び実需者で構成される協議会，民間団体，茶生産団体

負担割合	区 分		国	県	市町村	その他	備考
県営	定額助成						
	定率助成	農業生産基盤整備事業	50 (55)	27.5	10	12.5 (7.5)	( )は 中山間
	定額助成		定額	—	—	—	
団体営	定率助成	事業の内容の [ハード]のもの	50 (55)	14	36 (31)		( )は 中山間
		事業の内容の [ソフト]のもの	50 (55)	—	50 (45)		
	定額助成		定額	—	—	—	

注1) 平成27年度新規事業で予算区分は非公共事業に分類

注2) 平成28年度予算までは直接補助。平成29年度予算より間接補助。